平成２０年（フ）第１１２号
福岡県大川市大字大橋617番地７
破産者　内村　良則
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２０年（フ）第８２９号
熊本県熊本市秋津３丁目４番12号
破産者　福田　眞一
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１２８４号
熊本県人吉市東間下町3369番地１
破産者　小川　紀一
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３０２号
熊本県球磨郡錦町木上東421番地、住民票上の住所熊本県人吉市上戸越町1445番地１
破産者　古川　　勝
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３０３号
熊本県球磨郡錦町木上東421番地、住民票上の住所熊本県人吉市上戸越町1445番地１
破産者　古川玲以子
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４３号
熊本県宇土市松原町47番地９　駅前団地15―12
破産者　蓑田　哲己
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３６８号
熊本市龍田１丁目15番25号
破産者　大川　素子
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３６号
熊本県山鹿市中715番地１
破産者　生野　荘一
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７３号
さいたま市緑区大字大間木1764番地１　コスモ東浦和ロイヤルフォルム108　瀬尾方、旧住所さいたま市西区三橋５丁目1523番地74
破産者　高木　茂博
１　決定年月日　平成21年８月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３７０号
北海道札幌市北区北７条西１丁目１番地18
丸増ビル705号
破産者　飯沼喜代司
１　決定年月日　平成21年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３７１号
北海道札幌市北区北７条西１丁目１番地18
丸増ビル705号
破産者　飯沼佐智子
１　決定年月日　平成21年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６号
盛岡市三ツ割３丁目４番７号
破産者　池端　政則
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２７３４号
神奈川県高座郡寒川町宮山975番地　６―402号
破産者　清水　幸枝
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３６９号
神奈川県鎌倉市岡本1189番地４　鎌倉岡本ガーデンホームズ2096号、開始決定時の住所川崎市中原区木月３丁目27番10号
破産者　中山　和駿
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成１９年（フ）第１７９８号
滋賀県大津市赤尾町13番10号　ハイツ亀甲206号室、破産手続開始決定時の住所滋賀県大津市南郷２丁目３番２号
破産者　藤北　智史
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９６７号
大阪府大東市北条５丁目７番28号
破産者　川東　清博
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３５０号
大阪府八尾市安中町６丁目11番28号
破産者　髙橋　邦子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５４４３号
大阪市東成区東小橋３―５―28　ＷＥＮＳ真田山東603
破産者　牧田　直樹
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部